保存版
令和3年4月発行

新型コロナウイルス感染症予防対策

津久見市 洪水ハザードマップ

青江川

新型コロナウイルス感染症予防対策として

避難の際には、非常時持ち出し品に加えて**マスク・体温計・消毒液等の衛生用品**を各自で用意しておきましょう。
安全な親戚や知人宅などへの避難先も、普段から確認しておきましょう。

この地図で確認しましょう!

- □ 自宅が浸水想定区域内に入っている?
- □ 災害時の一番近い避難場所は? → [ ]
- □ 代替避難所となる施設は? → [ ] [ ]

■ 浸水想定区域内に入っている場合、その場所や周辺の道路などの浸水想定がどれくらいの深さなのか確認しましょう。
■ 自宅から避難所までの経路を実際に歩いて、危険な場所がないか確認しましょう。
■ 必要に応じて、迂回路なども検討し、避難時の行動について家族で事前に話し合っておきましょう。
■ 万が一の事態に備えて、日ごろから非常時持ち出し品などの準備をしておきましょう。
■ この地図は、青江川流域の12時間総雨量629㎜を想定したものです。
(浸水想定区域に入ってない場所でも水害が起こらないとは限りません。)

河川名	観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
青江川	桜ケ瀬橋	2.60m	3.70m	4.10m	4.40m

この洪水ハザードマップについてのお問い合わせは 津久見市役所総務課 ☎0972-82-4115

水害発生のメカニズム

大雨によって、川の水の量が増え、水かさが上がり始めます。

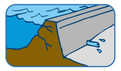
堤防いっぱいまで水が増えると、堤防に水の圧力がかかり始めます。

水の力に堤防が耐えられなくなると堤防の一部が崩れ始めます。

堤防の崩れた場所を通り、勢いよく水が流れ出し、家に襲いかかります。

堤防から流れ出した水は、家を破壊したり、車を浮き上がらせたりしながら広がります。浸水して来ると水かさが高くなり、歩行が困難になります。

青江川破堤・越水はん濫・内水はん濫

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

河川名	青江川水位観測所 桜ケ瀬地点
対象地区	港町　セメント町　元町　井無田町　新町　入船西町　入船東町 志手町　地蔵町　門前町　岡町　中町　小園町　長野地区 道尾地区の一部　田原地区の一部　栄町の一部　堀越地区の一部　赤木地区の一部
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	・水防団待機水位(2.6m)に達し、引き続き水位の上昇が見込まれ、はん濫注意水位(3.7m)に至るまでに、今後の雨雲等から総合的に判断し、速やかに発令する。 ・前日までの連続雨量が100㎜以上あり、当日の日雨量が50㎜を超えたとき。 ・前日までの連続雨量が40～100㎜あり、当日の日雨量が80㎜を超えたとき。 ・前日までの降雨がなく、当日の日雨量が100㎜を超えたとき。
警戒レベル4 避難勧告	・破堤、越水はん濫、内水はん濫を確認したとき。 ・道路の冠水が見込まれるとき。 ・はん濫注意水位(3.7m)に達し、引き続き水位の上昇が見込まれ、避難判断水位(4.1m)に至るまでに、今後の雨雲等から総合的に判断し、速やかに発令する。 ・前日までの連続雨量が100㎜以上あり、当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。 ・前日までの連続雨量が40～100㎜あり、当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。 ・前日までの降雨がなく、当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。
警戒レベル4 避難指示(緊急)	・破堤、越水はん濫、内水はん濫を確認したとき。 ・道路の冠水が見込まれるとき。 ・避難判断水位(4.1m)に達し、引き続き水位の上昇が見込まれ、はん濫危険水位(4.4m)に至るまでに、今後の雨雲等から総合的に判断し、早急に発令する。

雨量の目安と洪水の基礎知識

雨量の目安

雨の降り方から被害の予想ができます。雨の降り方に注意して、危険と判断した場合は、警報や避難勧告が出る前でも、早めの避難準備や避難を心がけましょう!

やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
1時間雨量 10～20mm	1時間雨量 20～30mm	1時間雨量 30～50mm	1時間雨量 50～80mm	1時間雨量 80mm以上
ザーザーと降り、雨の音で話し声が良く聞き取れない。この程度の雨でも長く続く時は注意が必要	どしゃ降り、傘をさしていてもぬれる。ワイパーを速くしても見づらい。側溝等があふれる	バケツをひっくり返したように降り、道路が川のようになる。危険地帯では避難の準備が必要	滝のように降り、傘は全く役に立たなくなる。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する	息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じる。大雨による大規模な災害が発生するおそれが強く、最重な警戒が必要

洪水の基礎知識

強い雨が広範囲に、長時間続く時に、洪水災害が発生する危険性が高まります。発生のメカニズムを知り、堤防決壊の前兆に注意しましょう!

洪　水

洪水とは雨や雪解けによって、川の水の量がふだんより、いちじるしく増えた状態をいいます。河原へ行くと広い敷地のわりに細い川しか流れていませんがそれがふだんの姿です。ところが川幅いっぱいに水がおしよせると、広い河原も水の下にかくれて見えません。このように異常に水が増えたときを「洪水」といいます。

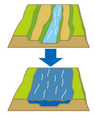

はん濫

はん濫とは、雨などによって、街や農地などに水があふれることで、川から水があふれることを「外水はん濫」といいます。川から水があふれたのではなく、街や農地に降った雨がそのままたまってあふれることを「内水はん濫」といいます。

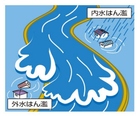

右記のような前触れに注意して、危険を感じたら速やかに避難しましょう

- ◆堤防の川側が崩れ始めたとき。
- ◆水かさが増し、堤防に亀裂が生じたとき。
- ◆堤防の側面から水が漏れ出したとき。
- ◆増水が早く、水が堤防を越えそうなとき。
- ◆水が激流となって堤防の土が削り取られたり、護岸が壊れ始めたとき。
- ◆堤防近くの地盤から水が噴き出すとき。

避難情報と防災気象情報5段階

＜避難情報等＞

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に**災害が発生**している状況です。 **命を守るための最善の行動**をとりましょう。	**災害発生情報** ※1 ※1 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。 **(市町村が発令)**
警戒レベル4 全員避難	**速やかに避難先へ避難**しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	**避難勧告** ※2 **避難指示(緊急)** ※2 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 **(市町村が発令)**
警戒レベル3 高齢者等は避難	**避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者**は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	**避難準備・高齢者等避難開始** **(市町村が発令)**
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの**避難行動を確認**しましょう。	**洪水注意報** **大雨注意報等** **(気象庁が発表)**
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	**早期注意情報** **(気象庁が発表)**

＜防災気象情報＞

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報　等

警戒レベル4相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報　等

警戒レベル3相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報　等

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

～各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。～
【 警戒レベル5 】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。
【 警戒レベル3 】や【 警戒レベル4 】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

洪水情報や避難情報の流れ

避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示が発令されたら早めに避難しましょう!

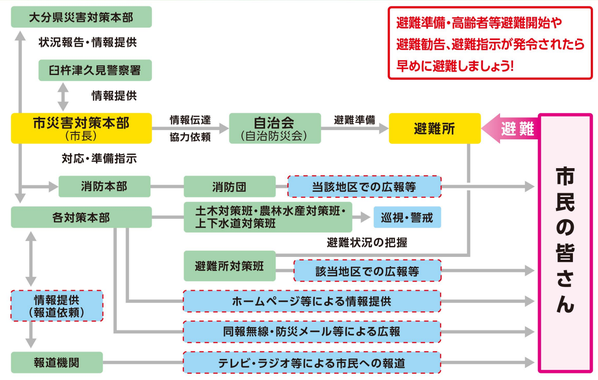

災害時の福祉避難所について

「福祉避難所」とは、寝たきりの高齢者、障害のある方、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう開設される避難所をいいます。「福祉避難所」では次の3項目に該当する方について、市と施設が協議の上、受入れを決定します。

1. 介護保険の要介護度3以上で、常時介護を必要とする者
2. 重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする者
3. 上記に準ずる者

津久見市では下記の12施設と協定を締結しています。

施設名	電話番号	受入可能人数	所在地
(特養) しおさい	☎ 0972-85-0539	10	大字長目 2715-5
(老健) つくみかん	☎ 0972-82-8181	10	大字千怒 6120
(特養) 白梅荘	☎ 0972-82-0345	10	徳浦宮町 6-8
(老健) つくみかんサテライトみなみ	☎ 0972-88-2011	5	大字四浦字久保治 2944
グループホーム千怒の杜	☎ 0972-85-0003	5	大字千怒字藤原 3849
グループホーム優美	☎ 0972-85-3007	5	大字網代字西の下 95-21
有料老人ホームオレンジ	☎ 0972-82-5605	5	地蔵町 7-6
デイサービスセンターおあしす	☎ 0972-82-7313	5	大字津久見 1270
デイサービスセンターやわらぎ	☎ 0972-82-8822	5	大字上青江 4866
デイサービス優楽	☎ 0972-82-0109	5	立花町 5-17
地域密着型特定施設こころ	☎ 0972-82-3078	5	大字津久見 5988-1
うばめ園 (本園)	☎ 0972-82-2642	30	大字上青江 3549

問合せ先　津久見市役所社会福祉課　☎0972-82-9519

災害に備えた心構え

大規模な災害が発生すると、水や電気などのライフラインは停止し、流通機能もマヒします。このような事態を想定し、食料や水、生活用品など、災害時に必要となる物を普段から備えておく必要があります。
どのような物をどれだけ備えるかは、一人ひとり異なってきます。また、災害時に必要な物は、時間の経過に伴って変化していきます。
長期間の対応に備え、本ページを参照に、事前に確認・準備しておきましょう。
また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスク・体温計・消毒液等も事前に準備しておきましょう。

非常時持ち出し品(例)

メガネや持病の薬など、災害時に入手しにくいものを最優先に持ち出しましょう。

携帯電話 又はスマートフォン等
- □ 携帯電話、スマートフォン
- □ バッテリーパック、ACアダプター

携帯ラジオ
- □ 携帯ラジオ
- □ 電池(多めに用意)

救急医療品
- □ 常備薬
- □ 体温計
- □ 鎮痛剤
- □ お薬手帳
- □ マスク
- □ 消毒液
- □ ばんそうこう
- □ 包帯

貴重品
- □ 現金
- □ 印鑑
- □ 健康保険証
- □ 自宅・車の予備のキー
- □ カード類
- □ 預金通帳
- □ 免許証
- □ 権利証書

懐中電灯
- □ 懐中電灯(できれば一人にひとつ)
- □ 電池(多めに用意)

非常食品等
火を通さないで食べられるもの、食器など
- □ 非常用食品
- □ 缶切り
- □ 紙皿
- □ 水筒
- □ 缶詰
- □ ミネラルウォーター
- □ 栓抜き
- □ 紙コップ
- □ 割りバシ

その他
- □ 衣類(下着・上着など)
- □ 生理用品
- □ 離乳食
- □ ウェットティッシュ
- □ ヘルメット
- □ ラップフィルム(止血や食器にかぶせて使う)
- □ タオル
- □ 粉ミルク
- □ 紙おむつ
- □ カッパ
- □ ライター
- □ マスク
- □ メガネ

わが家の防災メモ

わが家の避難場所
1 ……
☎ (　　)
2 ……
☎ (　　)

家族の集合場所
1 ……
☎ (　　)
2 ……
☎ (　　)

災害時の緊急連絡先

氏　名	電話番号	携帯電話	住　所

避難時の注意点

大地震や風水害などの災害が発生して家屋にとどまることが危険になった場合には、落ち着いてすばやく避難する必要があります。まずは自分（家）のおかれた災害危険度の把握に努めましょう。そして、みんなで助け合い、事前確認した最寄りの避難所等へ落ち着いて早めに避難できるようにしましょう!

「避難しよう」と判断するのはあなた自身です。避難することで助かるのは、「あなたの命」であることを強く認識してください。

過去の災害で大丈夫だったからといって安心できません。過去より悪い方向に状況が進む場合があります。

実際には災害が発生せず、避難したことが「空振り」に終わったとしても、「被害がなくて幸運だった」と前向きに受け止めましょう。

避難勧告等が発令されている区域はあくまでも目安です。その区域外でも、危険を感じたら速やかに避難する必要があります。

避難順序

大地震や風水害などの災害が発生して自宅等にとどまることが危険になった場合は、落ち着いて速やかな避難行動をとりましょう。災害時の避難所には、指定緊急避難場所と指定避難所がありますが、**災害の種別や程度に応じて開設する避難所が異なります**ので、それぞれの役割の違いを覚えておきましょう。
避難所への避難が困難な場合は、自宅2階以上へ垂直避難し、山際から離れた場所へ移動しましょう。

援助が必要な人がいたら

《 高齢者や病気の方 》
高齢者や子ども、病気の方などは、早めの避難が必要です。
みなさんで協力して避難しましょう。

《 耳の不自由な方 》
話す時はまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かしましょう。
手話、筆談、身ぶりなどの方法で正確に情報を伝えましょう。

《 目の不自由な方 》
はっきり、ゆっくり大きな声で話しかけましょう。
誘導する場合は、ひじの辺りを軽く持ってもらいゆっくりした速度で半歩前を歩きましょう。

《 体の不自由な方 》
車いすの方の場合、階段では必ず３人以上で！昇る時は、前向きに、降りる時は後ろ向きにしましょう。

避難行動要支援者制度

災害時に助かるために!! ～津久見市から支援者への情報提供にご協力を～

災害時に受けられる支援(例)
- ●避難連絡・避難誘導に関する支援
- ●安否確認・救助活動に活用

平常時に受けられる支援
- ●支援者との交流(日常の声かけ等の見守り)
- ●個別計画や防災訓練に活用

自ら避難することが困難な方への支援イメージ

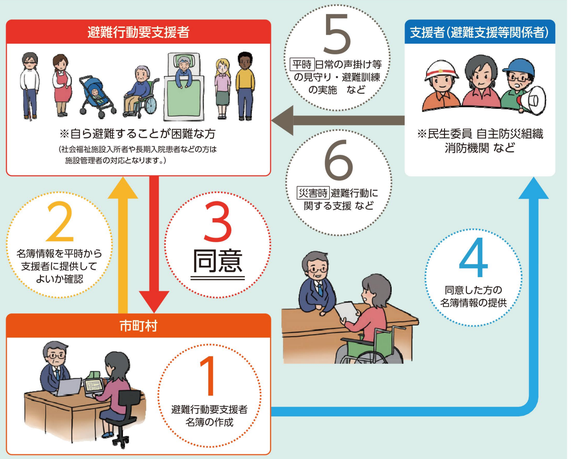

避難行動要支援者名簿とは
平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられました。

名簿の個人情報の取扱いについて
避難行動要支援者名簿を提供した支援者(避難支援等関係者)に対しては、災害対策基本法によって守秘義務が課せられております。

避難行動要支援者名簿の情報
避難行動要支援者名簿には主に次の情報が登録されます。

氏名	生年月日
性別	住所・居所
電話番号	など

適切な避難行動（新型コロナウイルス感染症対策）

「自らの命は自らが守る」意識を持ちましょう

新型コロナウイルス感染症が収束していなくても、
災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- ●避難とは [難] を [避] けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- ●避難先は、小中学校・公民館だけではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- ●マスク・体温計・消毒液等が不足していますので、できるだけ自ら携行して下さい。
- ●津久見市が指定する避難場所、避難所が変更されている可能性があります。
災害時には、津久見市のホームページ等で確認して下さい。
津久見市ホームページ
https://www.city.tsukumi.oita.jp/
- ●豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。
やむをえずに車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を充分確認して下さい。